

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、48年1月から同年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和50年4月から52年3月まで  
③ 昭和54年4月から55年9月まで  
④ 昭和58年4月から60年3月まで  
⑤ 昭和63年4月から平成元年3月まで  
⑥ 平成3年4月から4年3月まで

上記の申立期間について、A市役所から納付書が送付されると、妻といつも二人分をA市役所で納めていたにもかかわらず未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間について、申立人は、その妻が毎年収穫後にA市役所に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に一括して納付しており、未納は無いはずと主張しているところ、申立期間①及び②のうち昭和50年4月から51年3月までの保険料については、申立人の妻の分はいずれも納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の分だけが未納となっているのは不自然である。
- 2 一方、申立期間②のうち昭和51年4月から52年3月までの期間及び③から⑥までの期間については、併せて78か月と長期間であるとともに、申立人は保険料の納付に直接関与していなかったことから、納付方法、納付の時期及び納付金額の記憶が無く、保険料の納付等に関する具体的な状況が不明である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納

付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当該申立期間については、申立人の妻も同じく未納となっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、54 年 4 月から 55 年 9 月までの期間、58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 9 月まで  
③ 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで  
④ 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

上記の申立期間の国民年金保険料について、A 市役所から納付書が送付されると、夫の分といつも二人分を A 市役所で納めていたにもかかわらず未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その夫の分を含め毎年収穫後に A 市役所に国民年金保険料を一括して納付し、未納期間は無いはずと主張しているが、申立期間①から④までの保険料が未納とされている期間は、併せて 102 か月と長期間であるとともに、申立人から事情を聴取しても、保険料の納付方法、納付の時期、納付金額等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付等に関する具体的な状況が不明である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が一緒に納付したはずだと主張する申立人の夫も未納である期間が申立期間①、②及び③と一致しており、さらに、申立期間④のうち平成元年 4 月から 3 年 3 月までの期間を除く国民年金保険料につ

いても申立人の未納期間と一致している。

なお、申立人の夫は平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料は申立人の納付記録と異なり納付済みであるが、過年度納付が含まれるなど申立人の申し立てる内容と異なる点が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年11月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成2年4月から同年11月にかけてA社会保険事務所から青い線に青い印字のはがきで20歳からの未納分の国民年金保険料約100万円の督促が2回あり、平成2年6月ごろ同事務所へ持参した。その時対応した年配の眼鏡をかけた女性職員に現金約100万円とはがきを渡し領収書の交付を請求したが応じてもらえず、同事務所のコンピューターに登録されていることの確約をとり、後日電話でも確認をとった。

しかし、申立期間の国民年金保険料が納付されていないことが明らかになり、A社会保険事務所全体が対応した女性職員の犯罪であると思料されるのでこの事実関係を解明してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日は、社会保険庁の記録及びB市のオンラインデータにより平成15年2月28日であることが確認でき、当該被保険者資格取得日以前に国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらないことから、申立期間中は国民年金の未加入期間であり、行政機関による国民年金保険料の納付の催告及び督促が行われたとは考え難い。

また、平成2年当時のA社会保険事務所国民年金課元課長等は、「申立内容に係る事実は無かった。」と証言している。

さらに、申立人が役員を務めていた会社の厚生年金保険の新規適用日は平成2年6月1日であり、申立期間中に厚生年金保険に加入している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年4月から44年3月まで  
②昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和43年夏ごろ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その時、市役所の担当者から「A県在住時の37年3月から39年の夏までの年金の記録は無いが、20歳までさかのぼった分の国民年金保険料を納付できるし、その後の保険料も納付できる。」と言われたので、義母から借りた10万円で夫婦二人分の保険料を市役所の窓口で一括納付したが、40年4月から43年9月までは未納及び同年10月から44年3月までが申請免除とされていることには納得できない。

また、昭和44年4月からは、納税組合に加入し、毎月納税組合を通し保険料を納付してきたにもかかわらず、昭和48年4月から同年12月までの期間について、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、「昭和43年夏ごろ、国民年金へ加入手続した時に、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付した。」と主張しているが、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付することができない上、申立人が国民年金に加入したと主張する時期は、特例納付実施期間中でもないほか、一括納付したと主張する保険料額についても申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違していることから、申立内容には不合理な点が見られる。

また、申立人は、申請免除手続を行った記憶が無いとしているが、社



会保険庁の被保険者台帳（特殊台帳）の記録によると、昭和 43 年 10 月から 48 年 3 月までは申請免除の期間と記録されており、このうち 44 年 4 月から 48 年 3 月までは、51 年 2 月 9 日に追納されており、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が保険料を免除することは考え難い。

申立期間②について、申立人の納税組合への加入は昭和 59 年 12 月との B 市の回答であり、申立内容と異なる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から48年12月まで

昭和43年夏ごろ私の夫が、夫婦二人の国民年金への加入手続を行った。その時、市役所の担当者から「20歳までさかのぼった夫婦二人の国民年金保険料を納付できるし、その後の保険料も納付しておく。」と言われたので、実家の母から借りた10万円を市役所の窓口で一括納付し、オレンジ色の手帳を受け取った。

また、昭和44年4月からは、納税組合に加入し、毎月納税組合を通し保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金へ加入手続した時に、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付し、オレンジ色の手帳をもらった。」と主張しているが、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付することができない上、申立人が国民年金に加入したと主張する時期は、特例納付実施期間中でもないほか、オレンジ色の年金手帳の発行は、昭和49年11月から平成8年12月までの期間であることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月26日に払い出されていることが確認できる上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料額10

万円をさかのぼって現金で一括納付した。」と主張しているが、市役所の窓口では特例納付や過年度納付の現金収納事務は取り扱っておらず、納付したとする金額も実際の保険料と大きく相違していることから、申立内容には不合理な点が見られる。

加えて、申立期間は8年以上と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年5月までの期間、同年6月から39年3月までの期間、61年12月から62年3月までの期間、同年12月から63年3月までの期間、同年9月から平成元年3月までの期間、同年9月から2年3月までの期間及び同年10月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年5月まで  
② 昭和38年6月から39年3月まで  
③ 昭和61年12月から62年3月まで  
④ 昭和62年12月から63年3月まで  
⑤ 昭和63年9月から平成元年3月まで  
⑥ 平成元年9月から2年3月まで  
⑦ 平成2年10月から4年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和36年7月の20歳の時にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、婦人会の班長が自宅に国民年金保険料を集金に来ていて、その班長に母親と私の分を納付しており、B地区婦人会で集金していた班長の証言もある。また、昭和38年6月、結婚によりC市に異動してからはC市役所の窓口で納付してきたはずであり、未納となっていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間①については母と二人分の保険料をA町の納付組織（B地区婦人会）を通して納付してきたはずと主張しているものの、加入手続きを行っていないと陳述している。

さらに、申立人の国民年金手帳は、昭和40年8月30日に発行されて

おり、その時点では、申立期間①及び②のうちの一部が時効により納付できない期間である上、申立人が過年度保険料を納付した形跡は見られず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が一緒に納付してきたとする申立人の母に係る市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の納付記録は存在しない。

- 2 一方、申立期間②から⑦については、申立期間が併せて 50 か月と長期間である上、申立人に事情聴取しても、国民年金保険料の納付状況の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 7 日から 47 年 2 月 9 日まで  
昭和 46 年以前より同じA丸に乗組員として働いており、同時期に働いていた乗組員たちはもれなく船員保険に加入しているのに、自分だけ加入していないのはおかしい。昭和 46 年度分給与明細表を添付したので、当該期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

船舶所有者及び乗組員の証言により、申立人が申立期間において、A丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が添付した給与明細表について、船舶所有者は「昭和 46 年度の船員保険料の総額は申立人を含む 6 名分である。」と主張しているものの、その船員保険料の総額は、社会保険事務所の被保険者原票で記録が確認できる乗組員 5 人の保険料試算総額とほぼ一致しており、被保険者原票に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の保険料が控除されていたとは考え難い。

また、船員保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険料の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 48 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入について照会したところ、加入した事実が無い旨の回答をもらった。

当時、一緒に働いていた同僚の名前や作業内容等を申立てるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、一緒に勤めていた同僚等の証言により推認することはできるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、A社は、平成 12 年 11 月に倒産しており、関係資料は残っていないが、同事業所における申立期間当時の総務責任者からは、「当時は、出稼ぎ者が大半で、厚生年金保険に加入させていた人は、所帯持ちと昔から長く勤めていた人及び希望者であり、その数は全就労者の半数程度であった。申立人は厚生年金保険を掛けない人の中にいたと思う。」と証言している。

さらに、社会保険庁の職歴審査照会回答票によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 41 年 7 月 1 日から全喪した平成 10 年 5 月 31 日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から 37 年 10 月まで  
② 昭和 51 年 2 月から 58 年 6 月まで

A社の昭和31年3月から37年10月までの期間及びB社の51年2月から58年6月までの期間の厚生年金保険の記録を照会したところ、いずれも加入記録が無いとの回答をもらった。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A社の現在の事業主のC社は、同事業所に係る資料は保管していないとしている。

さらに、当時の事務担当者の証言によれば、「中学校卒業者の場合は勤務状態をみて厚生年金保険に加入させていた。」としている。

加えて、社会保険事務所で管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険の整理記号番号の欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われたことをうかがわせる形跡も見られない。

申立期間②については、申立人の同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことを推認することはできるものの、同社の厚生年金保険の事業所全喪日が昭和48年3月8日であるため、申立期間は適用事業所では無い。



また、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

さらに、申立期間には、国民年金保険料の申請免除期間及び納付済期間がある上、申立期間当時のB社の代表取締役の国民年金保険料も納付済みとなっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

申立期間当時は、A市のB社に勤務していた。この事業所で、当時一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しており、同じ時期に働いていた自分が加入していなかったとは考えられないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。また、昭和39年3月2日に別のC社に移っている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚3名の証言から、申立人がB社に勤務していたことを推認することはできるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人自身も保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

また、B社の現在の事業主のD社は、同事業所に係る資料を保管していない。

さらに、同僚数名は、「正社員への登用は会社の裁量で決められるものの、従業員の新卒と退職が頻繁に行われていた事情等から、入社当初は、一定期間を経た後に正社員に登用し厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

加えて、社会保険事務所で管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和38年9月から39年5月までに資格取得した被保険者17名の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 55 年 6 月まで

A社に勤務した期間について、社会保険事務所から厚生年金保険への加入が確認できないと言われたが、元社長から「当時働いていた従業員全員に厚生年金を掛けていた。」と聞いているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、当時の社長及び同僚などの証言により推認することはできるが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、申立期間の雇用保険被保険者記録が無い上、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票によると、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 47 年 11 月から適用事業所全喪となった 59 年 4 月までの期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人が当時勤務していたとする会社は既に解散しており具体的な関連資料は現存していない上、当時の社長及び同僚等は「申立人の勤務期間及び厚生年金保険等の事務手続に関しては不明。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から32年まで  
昭和24年4月1日A宿舎にハウスメードとして勤務し、2年後に結婚し家族寮に入居した。結婚後も昭和26年7月1日から32年ころまでの6年間ぐらい夫と共に働いた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がB事務所に勤務していたことは、同じ寮にいた同僚などの証言から推認することができるが、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当時の労務者は基本的には日本政府の直備使用人として健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有していたが、通達（昭和26年7月3日保発第51号）により昭和26年7月1日以降、家事使用人等是非強制被保険者とされたことに伴い、同僚として名前を挙げているCは申立人と同日の資格喪失である。なお、姉のDは申立人と同日に資格喪失しているが、27年4月16日に資格を再取得し、29年7月1日に喪失しているものの、ハウスキーパーとミシン掛けの仕事（技術者）を兼務していた。

さらに、B事務所は昭和31年6月30日付けで廃止されているが、厚生年金保険事業所別被保険者名簿において24年4月1日から31年3月までの記録を確認したが、加入済期間を除いて申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 36 年 8 月まで

昭和 36 年 8 月に退職後、元同僚と再会し、事業所が従業員の給与から厚生年金保険料を天引きしながら厚生年金保険を掛けておらず、その事実を知った元同僚が事業所の事務長に詰め寄り、保険料を取り返したという話を聞かされたが、自分の年金は大丈夫であろうと思い、事業所を訴えようとは思わなかった。

申立期間における国民年金保険料の納付については、両親が行っていたことであり、私は関与していない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚と当時の事業主の妻の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 31 年 1 月から 36 年 12 月までの 14 名の記録を確認したが、被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、元同僚が厚生年金保険料を取り返したとする申立人の主張について、元同僚はこれを否定している。

加えて、申立人は申立期間内に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 52 年 9 月まで

社会保険事務所から、A社での厚生年金保険加入期間は、昭和 47 年 5 月 15 日から同年 12 月 8 日までの 7 か月と言われたが、引き続き 52 年 9 月の会社解散まで勤務したので、それまでの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いほか、社会保険庁の記録による厚生年金保険被保険者期間と雇用保険被保険者期間とはおおむね一致している上、申立期間の一部に国民年金保険料の納付済み期間が確認できる。

また、A社は、昭和 49 年 12 月 30 日に全喪しており、申立人以外の当時の役員は所在不明、当時勤務していた職員は「厚生年金保険の事務手続については不明。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。